



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 1 月 16 日 (木曜日) 第 72 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○船員等に対する旅費支給規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療薬務課) 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明

について…………… (自然環境課) 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 3
 - 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (“) 4
 - 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (4 件) …… (“) 4
 - 土地改良区の清算人の退任の届出…………… (農村整備課) 5
- ### 病院局公告
- 入札公告…………… 5

規 則

船員等に対する旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 2 年 1 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 1 号

船員等に対する旅費支給規則の一部を改正する規則

船員等に対する旅費支給規則 (昭和 35 年宮崎県規則第 18 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(航海日当)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項の航海日当 (以下「航海日当」という。)は、<u>定けい港</u> (当該船舶が通常てい泊し、又はけい留すべきものと知事が指定した港をいう。以下同じ。)を出港した日から同港に入港した日までの期間について、次の目的地 (目的海域を含む。以下同じ。)の区分に従い、別表第 1 の定額により支給するものとする。ただし、第 1 区における 1 日の航海時間が通算 5 時間未満の場合の航海日当は、第 1 区定額の 5 分の 3 の額を支給するものとし (10 円未満の端数が生じたときは、8 円以上は 10 円に切り上げ、3 円以上 8 円未満は 5 円とし、3 円未満は切り捨てる。)、目的地が第 2 区、第 3 区又は第 4 区の区域にある場合の航海日当は、最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額を支給するものとする。</p> <p>第 1 区 本邦並びに東経 127 度北緯 22 度、東経 135 度北緯 30 度、東経 143 度北緯 32 度、東経 146 度 30 分北緯 40 度、東経 150 度北緯 44 度、東経 146 度北緯 48 度、東経 140 度北緯 48 度、東経 135 度北緯 40 度、東経 130 度北緯 38 度、東経 126 度北緯 34 度、東経 126 度北緯 30 度、東経 122 度北緯 27 度及び東経 122 度北緯 22 度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域で<u>定けい港</u>の港域 (港則法施行令 (昭和 40 年政令第 219 号) 第 1 条に規定する区域 (船員法第 1 条第 2 項第 2 号の港の区域の特例に関する政令 (昭和 23 年政令第 164 号) に基づきこれと異なる定</p>	<p>(航海日当)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項の航海日当 (以下「航海日当」という。)は、<u>定係港</u> (当該船舶が通常停泊し、又は係留すべきものと知事が指定した港をいう。以下同じ。)を出港した日から同港に入港した日までの期間について、次の目的地 (目的海域を含む。以下同じ。)の区分に従い、別表第 1 の定額により支給するものとする。ただし、第 1 区における 1 日の航海時間が通算 5 時間未満の場合の航海日当は、第 1 区定額の 5 分の 3 の額を支給するものとし (10 円未満の端数が生じたときは、8 円以上は 10 円に切り上げ、3 円以上 8 円未満は 5 円とし、3 円未満は切り捨てる。)、目的地が第 2 区、第 3 区又は第 4 区の区域にある場合の航海日当は、最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額を支給するものとする。</p> <p>第 1 区 本邦並びに東経 127 度北緯 22 度、東経 135 度北緯 30 度、東経 143 度北緯 32 度、東経 146 度 30 分北緯 40 度、東経 150 度北緯 44 度、東経 146 度北緯 48 度、東経 140 度北緯 48 度、東経 135 度北緯 40 度、東経 130 度北緯 38 度、東経 126 度北緯 34 度、東経 126 度北緯 30 度、東経 122 度北緯 27 度及び東経 122 度北緯 22 度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域で<u>定係港</u>の港域 (港則法施行令 (昭和 40 年政令第 219 号) 第 1 条に規定する区域 (船員法第 1 条第 2 項第 2 号の港の区域の特例に関する政令 (昭和 23 年政令第 164 号) に基づきこれと異なる定め</p>

めがある場合についてはその規定するところによる。)をいう。
)及び外国の領海を除いた区域
 第2区 東経 175度、北緯21度、東経 110度及び北緯51度の線により囲まれた区域で第1区の区域及び定けい港の港域を除いた区域
 第3区 [略]
 第4区 第1区、第2区、第3区及び定けい港の港域以外の区域
 2 [略]
 (上陸船員の旅費)

第5条 船員が公務の必要により上陸し、旅行したときは、その期間について条例に定める旅費を支給する。ただし、定けい港にて泊中の場合にあっては、上陸地点を在勤公署の所在する地点とみなし、条例に定めるところにより支給するものとする。

2 船員が定けい港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例第18条各号に定める旅行雑費及び条例別表第1に掲げる宿泊料の定額を支給するものとする。

3 [略]
 (退職等の場合の旅費の支給の特例)

第6条 [略]
 2 前項の場合において、定けい港以外の地に下船したときは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項(同法第16条第1号及び第4号に該当する場合を除く。)又は第29条の規定により失職し、又は免職となった者を除き、下船した地から定けい港に至る旅費を条例に定めるところにより支給するものとする。

別表第2(第4条関係)

区分	船員食卓料
第1区及び <u>定けい港</u> 内	[略]
[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第19号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団牧会小牧病院	都城市立野町5-5-1

めがある場合についてはその規定するところによる。)をいう。
)及び外国の領海を除いた区域
 第2区 東経 175度、北緯21度、東経 110度及び北緯51度の線により囲まれた区域で第1区の区域及び定係港の港域を除いた区域
 第3区 [略]
 第4区 第1区、第2区、第3区及び定係港の港域以外の区域
 2 [略]
 (上陸船員の旅費)

第5条 船員が公務の必要により上陸し、旅行したときは、その期間について条例に定める旅費を支給する。ただし、定係港に停泊中の場合にあっては、上陸地点を在勤公署の所在する地点とみなし、条例に定めるところにより支給するものとする。

2 船員が定係港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例第18条各号に定める旅行雑費及び条例別表第1に掲げる宿泊料の定額を支給するものとする。

3 [略]
 (退職等の場合の旅費の支給の特例)

第6条 [略]
 2 前項の場合において、定係港以外の地に下船したときは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項(同法第16条第3号に該当する場合を除く。)又は第29条の規定により失職し、又は免職となった者を除き、下船した地から定係港に至る旅費を条例に定めるところにより支給するものとする。

別表第2(第4条関係)

区分	船員食卓料
第1区及び <u>定係港</u> 内	[略]
[略]	[略]

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年1月16日から令和5年1月15日まで

宮崎県告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和2年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510500061	指定障がい福祉サービス事業所 ふれあいの里	小林市堤2950番地	社会福祉法人燦燦会	小林市堤2950番地	令和2年1月15日	就労定着支援

宮崎県告示第21号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 1 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷黒木字境ノ谷1445-2、字玉カツラ1707-13
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第22号

保安林の指定施業要件の変更（令和元年農林水産省告示第1532号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 1 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
五ヶ瀬町役場
緒方金市、西村繁弥、前鶴又喜、相田幸之右
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和元年農林水産省告示第1532号によること。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 2 年 1 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェニックスガーデンうきのじょう
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田俊一
東京都千代田区神田練堀町 3 番地

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社 GEOホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目 3 番 1 号

青山商事株式会社 代表取締役 青山理

広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山 717番地 1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

コネクシオ株式会社 代表取締役 井上裕雄

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏

静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6

株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基

宮崎市橋通東五丁目 6 番 7 号

株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝

東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号

株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三

大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目 16 番 1 号

（変更後）株式会社 GEOホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目 3 番 1 号

青山商事株式会社 代表取締役 青山理

広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山 717番地 1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

コネクシオ株式会社 代表取締役 井上裕雄

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏

静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6

株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基

宮崎市橋通東五丁目 6 番 7 号

株式会社マックハウス 代表取締役 北原久巳

東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号

株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三

大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目 16 番 1 号

4 変更の年月日

平成31年 3 月 1 日

5 変更する理由

小売業者の代表者変更のため

- 6 届出年月日
令和 2 年 1 月 6 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和 2 年 1 月 16 日から令和 2 年 5 月 18 日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和 2 年 1 月 16 日から令和 2 年 5 月 18 日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス蓑原店
都城市蓑原町3254番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和元年 8 月 6 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和 2 年 1 月 16 日から令和 2 年 2 月 17 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー佐土原店・ドラッグストアモリ佐土原店
宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和元年 8 月 9 日

- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和 2 年 1 月 16 日から令和 2 年 2 月 17 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス吉村店
宮崎市吉村町下敷甲4342番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和元年 10 月 3 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和 2 年 1 月 16 日から令和 2 年 2 月 17 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス小松店
宮崎市大塚町迫田 266番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和元年 11 月 8 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年1月16日から令和2年2月17日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー佐土原店・ドラッグストアモリ佐土原店
宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

令和元年8月9日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年1月16日から令和2年2月17日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、平田土地改良区（西都市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和2年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏 名	住 所
武 智 慶 徳	宮崎市城ヶ崎1丁目1番地1

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

令和2年1月16日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 三次元画像解析システム 二式（設置に必要な工事を含む。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2年3月25日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 要綱に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和2年1月28日までに宮崎県病院局経営管理課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を超過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当

宮崎市橋通東2丁目10番1号

郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086

(2) 期間 令和2年1月16日から令和2年1月30日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当

(2) 期間 令和2年1月16日から令和2年1月30日まで（土曜日

<p>及び日曜日を除く。)</p> <p>5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当</p> <p>(2) 提出期限 令和2年1月30日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。</p> <p>6 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 県庁3号館5階 352会議室</p> <p>(2) 日時 令和2年1月31日午前10時</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>10 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7086</p> <p>11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>12 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 3D image analysis system 2 set</p> <p>(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 30 January, 2020</p> <p>(3) Contact point for the notice: Management and Administration Division, Prefectural Hospitals Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibanadorihigashi, Miyazaki-City, 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7086</p>	
--	--